

告 発 状

公職選挙法第221条第1項第1号及び同2号違反

令和4年4月15日

長崎県警察本部長 殿

長崎県大村市東三城8番地5

告発人 正常な知事選を実現する会

代表 福田 貴



第1 まえがき

令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙は、現職知事と新人知事候補2人が立候補する緊張感ある選挙であった。その為か幾多の公職選挙法の禁止条項、禁止行為或いは違反行為が見られた。

当団体は、これ等の行為を看過すれば今後に違法行為がまん延する禍根を残す結果となると、敢えて公職選挙法に違反する被告発人の行為に対し告発する。

第2 告発の趣旨

長崎県知事選挙の候補者大石賢吾（現職長崎県知事）は、同知事選挙での告発事実に記載する行為は公職選挙法第221条第1項第1号及び同2号に該当する違反すると思料しますので、捜査のうえ厳重に処罰されたく告発いたします。

なお、同法同条の買収罪（三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金）に該当します。

第3 告発の事実

1 ジャッグジャパン株式会社の報酬等

1、令和4年2月20日執行の長崎知事選挙の候補者大石賢吾は、ジャッグジャパン株式会社（代表取締役大濱崎卓真氏）に選挙コンサルタント業務を依頼した。

2、しかし、ジャッグジャパン株式会社への業務報酬は「選挙運動費用収支報告書」を検証すると選挙運動として通信費（電話料金）402万82円が計上されるのみである。

また、候補者大石賢吾が電話料金のみをジャッグジャパン株式会社に支払うこと自体不自然であり、通常は有り得ないことである。

即ち、電話料金に伴う人件費、交通費、その他諸経費を含めるのが常識的処理であろう。

なお、人件費は支出の部の人件費に計上したか。事務所費は、別途家屋費に計上か、什器備品及び電話仮設費等はそれぞれの科目で処理したか。

3、ジャッグジャパン株式会社は選挙コンサルタント業務として人件費交通費、宿泊費、事務所賃料及びその他費用が発生するが、「選挙運動費用収支報告書」を検証しても計上された事実は一切ない。

ジャッグジャパン株式会社は、営利を目的とする株式会社であり、「選挙運動費用収支報告書」に計上されない裏金で処理したと推認せざるを得ない。

4、ジャッグジャパン株式会社は、本店は東京都渋谷区内に所在する。

また、ジャッグジャパン株式会社代表者及び同社取締役宇田川藍らは長崎県内に延べ約2ヶ月間は滞在していたが、それに要する費用は如何様に処理しているのか。

5、候補者大石賢吾の「選挙運動費用収支報告書」支出の部を検証すると通信費407万654円のうち98.8%に当たる電話料金402万82円を選挙コンサルタント・ジャッグジャパン株式会社（代表取締役大濱崎卓真氏）に支払っている。

2 候補者大石賢吾の「選挙運動費用収支報告書」の問題点

1、選挙コンサルタント・ジャックジャパン株式会社への支払は科目通信費（電話料金）のみであり、他の諸経費を含め報酬等の支払が一切ない。

2、科目交通費54万4964円のうち42回にわたり、東京都港区愛宕パラカ株式会社へ駐車料金が支払われている。

3、油脂光熱費の科目がないが、ガソリン代が4件計2万2944円は如何であろうか。雑費用で水道電気料は計上されている。

3 ジャックジャパン株式会社は、投票依頼を行う電話アルバイトを複数雇った可能性が考えられるが如何様な経理処理をしたか不明であり処理に疑惑がある。

4 長崎北高同窓会名簿を用いて、候補者大石賢吾事務所から長崎北高同窓生に電話があった事実を確認している。

電話によって投票依頼する者に対し報酬を支払うことは、公職選挙法上では買収となる。

更に、令和元年9月6日大阪地裁では、報酬を受け取った選挙コンサルタントが、選挙カー運動員を手配して投票を呼びかけさせたことが選挙運動に該当すると判断され、大阪市議が買収を行ったと有罪が言い渡された事例がある。

5 ジャックジャパン株式会社代表取締役大濱崎氏自身が大石賢吾とともに選挙期間に街頭演説等に参加する。

第4 被告発人大石賢吾の法令違反

1 被告発人大石賢吾が依頼した選挙コンサルタントジャックジャパン株式会社は公職選挙法第221条第1項第1号に規定する選挙運動者と解される。

因って、同社の社員又はアルバイトに候補者への投票を依頼する電話を掛けさせる行為は公職選挙法第221条第1項第1号に該当する

と史料する。

2 長崎北高等学校卒業生名簿の目的外使用

1、同窓会名簿等を利用してジャックジャパン株式会社社員等に投票を依頼する電話をかけることを誘導したと認められる場合には同法第221条第1項第2号に該当すると思料する。

2、長崎新聞によると、被告発人大石賢吾陣営は長崎北高の同窓生12,000人に支援を求める文書を送付している。名簿内の文章には、「個人情報保護」と「情報伝達等に利用するためのもの」この2点の記載がある。

選挙活動が会員の情報伝達に含まれてはならず、選挙での使用は目的外使用でしかない。

日本維新の会の前川衆議院議員が、公示前に出身大学の卒業生35人に投票を呼びかけたとして起訴されたことについて、「同窓会名簿は、後援会入会者への依頼とは性質が異なる」と自ら発言しているが、被告発人大石賢吾事務所では同窓会名簿を活用した選挙活動が行われており、選挙コンサルタント大濱崎は確信犯としか言えず、極めて悪質であると言える。

3 ジャックジャパン株式会社代表者大濱崎卓真は報酬を得て選挙期間中に選挙活動を行った。証拠写真を提出

大濱崎卓真は、ジャックジャパン株式会社において選挙コンサルティングを仕事として請け負っており、会社webサイトには料金表も掲載されている。大濱崎は選挙期間中に選挙事務所に入り選挙活動を行ってきた。

報酬を得た者が選挙期間中に選挙活動を行ってはならず、つまり被告発人大石賢吾が大濱崎を買収したと言える。なお、公職選挙法逐条解説で選挙運動について調査したが、選挙運動は幅広く解釈できる。

4 被告発人大石賢吾の依頼した選挙コンサルタントジャックジャパン株式会社代表取締役大濱崎の選挙活動は以下のとおりである。

(大濱崎卓真と平河エリの「THE VOTE」#20 から)

1、2ヶ月間朝から晩まで、選対中枢として仕事をし、明らかに票を

- 増やすための選挙活動の重責を担っていたことが分かる。
- 2、2ヶ月振りに東京に戻ってきた。結果を出すことができた。
 - 3、SNSのために自分以外の専任者を置いて候補者付きとした。
(中村佳美が関与か)
 - 4、資源投下が自分の仕事だ。限られた資源の中で、最大効率を求め
るにはどうした良いのかを考えた。
 - 5、SNSのチャンネルはTwitter、Facebook、Instagram、公式LINE、
YouTubeとした。相手陣営はメタバースをやったが、Facebookの
お誕生日メッセージを送った方が1票を取れると思う。メタバース
やTikTokもしたかったが、これをやると他のことが疎かになって、
541票は消えていたと思う。(23:45)
 - 6、知事選をやって思ったことは、17日間は長い。(30:15)
 - 7、17日間の中で、選挙戦は修正しなければならない。例えば、選
挙区を2周すると決めていたのに、効果が高い都市部を中心に回る
ことが出てくる。しかし、1度しか行かない地域が出て来れば、アゲ
インストに変わる。(32:17)
 - 8、0時~0時でやっている選挙だった。(33:44)
 - 9、3つの転換点(矢)を用意した(新聞ピラ)。矢を打った後に効果
測定を行った。
 ポスティングの範囲を変えることなど、細かいことまでやった。確
認団体のピラの大きさ、時期を考えた。
 最終盤に入れれば、相手が追いかけれない。証紙ピラの配布範囲
も同様の対応を行った。

第5 証拠資料及び添付書類

1 証拠書類

- 1、告発人の長崎県選挙管理委員会への異議申立書
- 2、同上に対する同委員会の意見書
- 3、被告発人長崎県知事選挙候補者大石賢吾(現知事)の選挙運動費

用収支報告書及び公文書開示決定通知書

4、ジャックジャパン株式会社の会社案内書

5、ジャックジャパン株式会社代表者大濱崎の街頭演説立会写真

2 添付書類 証拠資料写し各一通